

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
臨床検査技師等に関する法律（昭和33年4月23日法律第76号）第20条の3	衛生検査所の登録	指導予防課

1 審査基準は、臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年7月21日厚令第24号）第12条に適合すること。

申請者が臨床検査技師等に関する法律（昭和33年4月23日法律第76号）第20条の7の規定により登録を取り消され、取り消しの日から二年を経過していないものでないこと。

2 標準処理期間は、20日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。